

令和4年第2回臨時会

# 中川村議会会議録

中川村議会

令和4年第2回中川村議会臨時会議事日程

令和4年5月25日(水) 午後1時30分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
 日程第 2 会期の決定について  
 日程第 3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
 [中川村税条例の一部を改正する条例の制定について]  
 日程第 4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
 [中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について]  
 日程第 5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
 [令和3年度中川村一般会計補正予算(第11号)]  
 日程第 6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
 [令和3年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)]  
 日程第 7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて  
 [令和3年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)]  
 日程第 8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて  
 [令和3年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)]  
 日程第 9 議案第1号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 日程第10 議案第2号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 日程第11 議案第3号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 日程第12 議案第4号 中川村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員(9名)

- 1番 片桐邦俊  
 2番 飯島寛  
 3番 松澤文昭  
 4番 大原孝芳  
 5番 松村利宏  
 6番 中塚礼次郎  
 7番 桂川雅信  
 8番 柳生仁  
 9番 (欠員)  
 10番 山崎啓造

欠席議員(0名)

説明のために参加した者

- |        |      |               |      |
|--------|------|---------------|------|
| 村長     | 宮下健彦 | 副村長           | 富永和夫 |
| 教育長    | 片桐俊男 | 総務課長<br>会計管理者 | 松村恵介 |
| 地域政策課長 | 眞島俊  | 住民税務課長        | 小林郁子 |
| 保健福祉課長 | 水野恭子 | 産業振興課長        | 宮崎朋実 |
| 建設環境課長 | 松澤広志 | リニア対策室長       | 小林好彦 |
| 教育次長   | 上山公丘 |               |      |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 桃澤清隆  
 書記 座光寺てるこ

## 令和4年第2回中川村議会臨時会

### 会議のてんまつ

令和4年5月25日 午後1時30分 開会

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまより令和4年第2回中川村議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

ここで村長の挨拶をお願いいたします。

○村長 令和4年5月中川村議会第2回臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれ御多用の中、全員定刻に御参集をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、新たな発症者の減少傾向ははっきりと示されてはおりませんが、高いまま推移をしております。

長野県では6日連続で400人を超えておりましたが、一昨日は186人と減少したことを受け、県独自の感染警戒レベルの基準を緩和した上で、木曾圏域のレベル1を除き、上伊那を含む9圏域をレベル3に引き下げました。

さらに、県民の過度の行動自粛を回避するため、医療アラートの段階ごとの感染警戒レベルの上限を設定したところであります。今後は、医療アラートが未発出の場合は、感染警戒レベルの上限は3となります。

しかしながら、昨日においては長野県では486人の発表があり、中川村でも1人の新規発症者が出ております。

上伊那郡下におきましては、先週、学童クラブの利用者間でクラスターが発生し、小学校、保育園に拡大した市町村もあり、感染力の強いことに対しては特に注意をしつつ、基本的な感染対策は続けなければなりません。

5月の連休は徐々に人の往来が見られました。県内の主要な観光地は宿泊客で満杯となったところもあるようであります。

望岳荘も連休中の宿泊客はほぼ前年並みに回復をいたしました。

飲食業につきましても、以前の一番ににぎわいを見せていた時代のようにとはいきませんが、お客様がかなり戻りつつあるようであります。

5月10日は、飯沼地区活性化研究会の後を受けてばばな農園が栽培主体となった飯沼棚田で一斉田植が行われました。関連企業であります伊那食品工業の新入社員の皆さんが飯沼地区活性化研究会のメンバーの手植えの指導で慣れないさまながら楽しく苗を植え、正午までにはほぼ水を張った水田に植え終わることができたようであります。当日の様子は南信空撮としてユーチューブで配信されております。

村内でも7割を超える水田に苗が植えられ、順調に育っているように見受けられま

す。

遅霜による果樹園の被害はほぼなく安心しておりますが、リンゴ、赤梨などの受精がうまくいかず実のつきが悪いという傾向が報告されており、少しばかり心配であります。

5月1日から31日は水防月間と定められておりまして、国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体の主催で総合水防演習が行われました。

国土交通省中部地方整備局管内では、飯田市川路の天竜川河畔で天竜川上流総合水防演習が行われました。諏訪・上伊那・下伊那郡下の消防団団員690人、当地川路地区の自主防災組織、警察、自衛隊、建設業協会の参加など、久々の大がかりな演習が行われました。

私は、主催者の一員として、山崎議長は来賓のお一人としての参加でありましたが、演習を見ながら昨年5月の大雨による農業施設災害を改めて思い起こしながら、もうすぐ迎える長雨による土砂災害、洪水等に備える必要性を感じてきたところであります。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が2月24日に始まり、今日で91日目となり、依然としてウクライナ東部地域での集中攻撃が激化して民間人や子どもの犠牲者が出続けております。

ロシア南部からウクライナは小麦やトウモロコシの一大産地ですが、ロシアによる海上封鎖で2,000万t以上の穀物が留め置かれ、ウクライナ国内も3分の1の農地が耕作できずであり、両国産への依存度の高い中東、アフリカの振興国や途上国で特に貧困層にある人々の食糧危機が深刻な状態にあると国際機関が警鐘を鳴らしておりまして、G7、主要7各国も対策を始めるようであります。

中国・上海の新型コロナウイルス感染症爆発を封じ込めるため都市封鎖を中国当局が行った結果、海上貿易のハブである上海港からの積出しがストップし、世界の物流に混乱を来しております。

世界は、一方ではコロナウイルスにより、一方では戦争により、生存そのものが大変な時代に突入しているという思いでいっぱいあります。

本日の臨時会には、専決処分いたしました2つの税条例の一部改正、令和3年度村一般会計及び特別会計等の4会計補正予算、合わせて6つの承認案件、そして一般職の職員の給与に関する条例の一部改正ほか、常勤の特別職者の職員の給与に関する条例の一部改正及び議員報酬を規定しております条例の一部改正の合計4つの議案の提案をいたします。

期末手当等の支給期日前に審議をいただかねばならず、6月定例会の直前の臨時会での提案で恐縮ではありますが、いずれも円満にお認めいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

よろしくをお願いいたします。

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により6番 中塚礼次

郎君及び7番 桂川雅信君を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

お諮りします。

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

〔中川村税条例等の一部を改正する条例の制定について〕

及び

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕

を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、日程第3 承認第1号及び日程第4 承認第2号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

承認第1号 中川村税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の条例改正は、本年3月31日付で地方税法等の一部を改正する法律及び政令等が公布されたことに伴い中川村税条例の一部改正を行ったもので、3月31日付で専決処分を行いましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

なお、改正条例は第1条から第2条までの集合条例となっております。

例規集は第1巻1751ページからになります。

今回の改正は、村民税における住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴う措置、個人住民税の合計所得金額に係る既定の整理等、また固定資産税における課税台帳の証明書に係る既定の整備、土地に係る固定資産税の負担調整措置等が主なものであります。

改正内容につきましては、お手元にお配りしてありますA3横版の資料1に沿って御説明いたしますので、条例及び新旧対照表と併せて御覧ください。

初めに、第1条の中川村税条例の一部改正であります。

第18条の4の改正は固定資産税に関するものでありますが、固定資産課税台帳の証明書及び交付手数料に関するもので、証明書の住所にDV被害者等の住所が含まれている場合に、新たに当該住所に代わる事項の記載が追加されたことに伴う改正であります。

第33条から第48条の改正は村民税に関するものとなります。

第33条第4項及び第6項は所得割の課税標準で、総合課税または分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用し一本化する措置。

第34条の9第1項及び第2項は配当割額またな株式等譲渡所得割額の控除で、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって行うことができる措置であります。

第36条の2第1項は村民税の申告における公的年金等受給者の住民税申告義務に係る既定整備で、同条第2項は省令改正に伴う項ずれの修正、第36条の3第2項及び第3項は法改正に伴う字句の修正。

第36条の3の2の見出し及び第1項は給与所得者の扶養親族申告書について退職手当等を有する一定の配偶者の指名を追加するための措置、第1項第2号及び第3号は法改正による項ずれの修正です。

第36条の3の3の見出し及び第1項は公的年金等受給者の扶養親族申告書について一定の配偶者及び16歳を超える扶養親族を有する者について提出義務を追加すること、また記載事項に配偶者の氏名を追加するための措置、第1項第2号及び第3号は法改正による項ずれの修正です。

第48条第9項及び第15項は、法人の村民税の申告納付について法改正による項ずれの修正であります。

第73条の2から第73条の3の改正は固定資産税に関するものでありますが、固定資産課税台帳の証明書及び交付手数料に関するもので、第18条の4の改正に係る所要の措置となります。

以下は附則の改正であります。

附則第7条の3の2は、村民税の住宅借入金等特別税額控除の延長及び見直しによるもの。

附則第10条の2第2項は、法改正に合わせた固定資産税の課税標準割合値の変更によるもの。

第3項から第18項までは主に項ずれの修正と字句の追加。

第17項及び第18項は、法改正による固定資産税等の課税標準割合値の追加であります。

附則第10条の3第8項及び第10項は、省エネルギー改修工事を行った住宅に係る固定資産税の特例の拡充等に伴う改正。

附則第12条第1項は宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例措置で、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅の2.5%ごととする改正となります。

附則第16条の3は、上場株式等に係る村民税の申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用とするものです。

附則第17条の2第3項は引用条項の削除に伴う字句の修正です。

附則第19条の9第4項は外国居住者に係る住民税の申告方式の選択に係る規定の整備。

附則第 19 条の 10 第 4 項及び第 6 項は、租税条約等に係る住民税の申告方式の選択に係る規定の整備であります。

附則第 24 条第 1 項は、附則第 25 条第 1 項及び第 2 項の削除に伴う修正。

附則第 25 条第 1 項及び第 2 項は、村民税に係る住宅借入金等特別税額控除の延長及び見直しに伴う削除であります。

続いて、説明資料 5 ページの第 2 条は、令和 3 年条例第 8 号の中川村税条例等の一部を改正する条例を改正するものです。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項は、村民税に係る扶養親族申告書の改正に伴う修正。

附則第 2 条第 3 項は、村民税に関する経過措置の法改正による修正であります。

施行期日は、附則第 1 条のとおり令和 4 年 4 月 1 日であります。

ただし、附則第 1 条各号の規定は、それぞれ各号に定める日から施行となります。資料中段の施行期日欄に記載してあります施行日を御確認ください。

また、経過措置につきまして附則第 2 条から第 4 条で定めております。中段の経過措置に記載してありますので、併せて御確認ください。

次に、承認第 2 号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、本年 3 月 31 日付で地方税法等の一部を改正する法律及び政令等が公布されたことに伴い中川村国民健康保険税条例の一部改正を行ったもので、3 月 31 日付で専決処分を行いましたので、ここに報告し、承認を求めます。

例規集は第 1 巻 2051 ページからになります。

お手元にお配りしてあります A 4 横版の資料 2 に沿って御説明いたしますので、条例及び新旧対照表と併せて御覧ください。

今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額の引上げと軽減判定に係る算定基礎額の引上げの改正等であります。

第 2 条は課税額の改正で、第 2 項は基礎課税額の限度額を 63 万円から 65 万円に引上げ、第 3 項は後期高齢者支援金等課税額の限度額を 19 万円から 20 万円に引き上げるものであります。

第 23 条は国保税の減額に係る改正であります。第 2 条の課税限度額の改正に合わせて軽減措置による減額後の税額の上限を引き上げるものであります。

施行期日は令和 4 年 4 月 1 日で、附則に記載のとおりであります。

以上、御承認のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず承認第 1 号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、承認第 1 号は承認することに決定しました。

次に承認第 2 号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、承認第 2 号は承認することに決定しました。

お諮りします。

日程第 5 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて  
〔令和 3 年度中川村一般会計補正予算（第 11 号）〕

日程第 6 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて  
〔令和 3 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）〕

日程第 7 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて  
〔令和 3 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）〕

日程第 8 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて  
〔令和 3 年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）〕

以上の承認案件 4 件については、令和 3 年度の補正予算であり関連がありますので、議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、日程第 5 承認第 3 号から日程第 8 承認第 6 号までの 4 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 承認第 3 号 令和 3 年度中川村一般会計補正予算（第 11 号）について御説明をいたします。

今回の補正予算は、令和 3 年度の予算最終執行見込みにより調整を行い 3 月 31 日付で専決処分を行ったものであります。

議案書に沿って御説明をいたします。

初めに、第 1 条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算総額に 1 億 3,010 万円を追加し、総額を 46 億 6,300 万円とするものであります。

第 2 条は繰越明許費の補正で第 2 表により、第 3 条 地方債の補正は第 3 表による

ものであります。

1 ページからの第1表 歳入歳出予算補正は、款項区分別の補正額及び補正後の予算額であります。

6 ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正は補正予算(第10号)で提出をいたしました繰越明許費の補正で、新たに繰越しとなった2事業の追加と、変更は各事業の執行見込みによる繰越額の変更、廃止は年度内に完了した事業で、事業ごとの繰越額は表に記載のとおりであります。

続いて8ページ、第3表 地方債補正は各事業の執行見込みによる起債限度額の変更で、全体で300万円の減額であります。

次に事項別明細書について御説明をいたします。

なお、今回は最終執行見込みによる予算の調整が主な内容でございますので、細かい説明は省略をさせていただきます。

初めに歳入、11ページをお願いします。

1款 村税は、課税実績、収入見込みにより合計で1,003万円の増額。

12ページ、2款 地方譲与税は、各税目の交付額確定により全体で829万3,000円の増であります。

13ページから19ページの各種交付金も交付額の確定に伴う補正で、金額は予算書にそれぞれ記載のとおりであります。

続いて20ページの12款 地方交付税は、特別交付税7,384万円の追加で、集落支援員経費等、集落対策費の増額などが主なものであります。

22ページ、14款 分担金及び負担金、それから23ページ以降の15款 使用料及び手数料も収入見込みによる補正で、分担金及び負担金は59万9,000円の減、使用料及び手数料は156万2,000円の増であります。

24ページ、16款 国庫支出金、それから27ページからの17款 県支出金は、各事業に係る負担金、補助金等の交付額の確定に伴う補正で、国庫支出金は全体で535万円の増、県支出金は245万5,000円の減であります。

29ページ、18款 財産収入は積立基金利子等の追加が主なものであります。

30ページの19款 寄附金は、ふるさと応援寄附金の納付実績により272万円の増。

31ページ、20款 繰入金は新型コロナ対応臨時交付金により積み立てた特別運転資金利子補給基金から繰入金で、給付実績により47万1,000円の減であります。

32ページの22款 諸収入は、いずれも収入実績による補正で、460万7,000円の減であります。

34ページの村債については、第3表の地方債の補正に係るものであります。

続いて歳出について御説明をいたします。

35ページ、1款 議会費は欠員となっております議員1名分の報酬の減等で259万円の減額。

36ページの2款 総務費の総務管理費は全体で1,408万9,000円の減額であります

が、37ページの企画費、上伊那広域連合負担金、それからふるさと応援寄附金関連事務費、地域おこし協力隊・集落支援員報酬とその関連経費等の減によりまして1,153万4,000円の減が主なものであります。

39ページの特定目的基金費は、歳入で御説明をいたしましたふるさと応援寄附金の地域づくり基金への積立てにより272万円の増であります。

次に42ページ、3款 民生費であります。社会福祉費の社会福祉総務費は844万1,000円の減額で、主な内容は障害者支援事業の扶助費、福祉医療費給付費事業の給付事業の扶助費の減等であります。

43ページ、老人福祉費は、老人福祉事業の各種補助金と扶助費、介護保険事業特別会計繰出金、後期高齢者医療給付費等負担金等の減で、全体で1,358万円の減額であります。

44ページの児童福祉費は全体で1,250万9,000円の減額であります。主なものは児童福祉総務費の児童手当の更正減により941万円の減、児童福祉施設費は保育所の会計年度任用職員報酬、子育て生活支援特別給付金の減等により309万9,000円の減額であります。

45ページ、4款 衛生費も総体的に執行実績による不用額の減額であります。保健衛生総務費は母子保健事業の補助金、扶助費等の減により190万6,000円の減、予防費は健診・予防接種経費、新型コロナワクチン接種経費の減等により319万4,000円の減、環境衛生費は上伊那後期連合ごみ処理負担金の減等により279万円の減額であります。

次に47ページの6款 農林水産業費であります。農業費は全体で202万5,000円の減で、農業振興費、農業業振興事業の補助金、それから鳥獣害防止対策事業の補助金の減等により193万4,000円の減となっております。

48ページの林業費は、職員手当、山林協会負担金、それから林業振興事業の補助金、林道管理事業委託料の減等で、合わせて493万2,000円の減額であります。

50ページ、7款 商工費であります。商工費は全体で1,219万2,000円の減額で、主な内容は商工振興費及び観光費の新型コロナ対応各種補助金等の交付実績による不用額の減額が主なものであります。

52ページの8款 土木費であります。道路橋梁費の道路維持管理費は151万1,000円の増額となっております。3月にありました降雪による除雪重機等の使用料170万円の追加補正が主なものであります。

道路新設改良費は実績見込みによる予算費目の組替え等であります。

54ページの9款 消防費は全体で667万1,000円の減額で、非常備消防費は新型コロナの影響による訓練・出動手当等の減、消防施設費は第7部詰所増改築工事及び耐震性貯水槽設置工事の不用額の減額等であります。

56ページ、10款 教育費も総体的に実績による更正減でございます。教育総務費の事務局費は382万7,000円の減で、主な内容は会計年度任用職員の報酬、学校長寿命化計画作成の委託料、学力検査等の補助金、児童生徒支援事業扶助費等の減であり

ます。

57 ページの小学校費は、会計年度任用職員報酬、電話施設改修工事の工事費の減等により 262 万 1,000 円の減。

中学校費も会計年度任用職員報酬の減等により 52 万 8,000 円の減額となっております。

社会教育費は全体で 517 万 3,000 円の減額であります。社会教育総務費は職員手当、図書館管理システムリース料の減等により 111 万 4,000 円の減。

59 ページの文化施設管理費は、新型コロナの影響で施設の利用が少なかったことと管内の照明を LED 化したことによる電気料の減、それから大草村絵図修正業務委託料の更正減等により 405 万円の減額となっております。

61 ページ、11 款 災害復旧費、農林施設災害復旧費は令和 3 年度の農業施設及び林業施設の災害復旧事業費の確定による更正減で、272 万 5,000 円の減額であります。

最後に 14 款 予備費であります。今回の補正予算による収支差額分と翌年度繰越明許費一般財源分約 5,500 万円を含めて 2 億 3,332 万 1,000 円を増額し、予算の調整を行うものであります。

なお、これらの余剰財源につきましては、例年、年度末においては予備費として計上し、決算により繰越額が確定した段階で翌年度補正予算において必要な基金への積立て村債の繰上償還等に充てておりますので、今回もそのような処理とさせていただきます。

以上、御承認のほどよろしく願いいたします。

○保健福祉課長

それでは、承認第 4 号 令和 3 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額から歳入歳出それぞれ 2,900 万円を減額し、予算の総額を 4 億 5,100 万円とするものです。

5 ページからの歳入ですが、国保税収入の見込みが確定し、一般被保険者分と退職者分を合わせて 1,205 万 1,000 円を増額します。

6 ページの県支出金のうち保険給付費等交付金、普通交付金は、一般被保険者療養給付費、療養費及び高額療養費の負担金が確定し減額したため、2,827 万円を減額するものです。

特別交付金分は最終実績に合わせ 176 万 9,000 円の減額となります。

8 ページの繰入金は、一般会計繰入金が出産育児一時金の実績により 98 万 2,000 円の減額となります。

また、療養給付費が見込みを下回ったため、支払準備基金からの繰入れは行わないこととしました。

9 ページの諸収入は、皆減と一般被保険者延滞金収入分 1 万円と雑入 1 万 4,000 円を増額します。

続いて 10 ページからの歳出ですが、1 款の総務費から 19 ページ、8 款 諸支出金まで、いずれも事業の実績に伴う増額及び更正減になります。

20 ページの予備費で収支を調整しました。

次に、承認第 5 号 令和 3 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額から歳入歳出それぞれ 1,589 万 8,000 円を減額し、予算の総額を 6 億 9,800 万円とするものです。

5 ページからの歳入ですが、保険料は、第 1 号被保険者の介護保険料の見込みが確定し、現年度分と滞納繰越分、合わせて 297 万 3,000 円を減額します。

6 ページの国庫支出金は、財政調整交付金の額が決定したことと総合事業の補助金が確定したことにより、全体で 233 万 3,000 円を減額します。

7 ページの支払基金交付金は、総合事業の交付金が確定したため 89 万 3,000 円を増額します。

8 ページの県支出金は、総合事業の補助金が確定したため 143 万 6,000 円を減額します。

10 ページの繰入金は、介護認定者数の減少に伴い介護給付費が減少したため、基金からの繰入れを行わず、一般会計繰入金と基金繰入金、合わせて 517 万 4,000 円を減額します。

11 ページ、諸収入は、皆減と指定事業所収入の確定により 12 万 7,000 円を増額します。

12 ページからの歳出ですが、基金積立金と諸支出金を除き、1 款 総務費から 16 ページの 5 款 地域支援事業まで、基金の実績に伴う更正減です。

17 ページの基金積立金ですが、介護サービス給付費が見込みを大きく下回ったため介護給付費準備基金に 1,000 万円を積み立てるための増額補正で、このことにより基金の年度末残高は 4,200 万円となります。

20 ページの予備費で収支を調整しました。

次に、承認第 6 号 令和 3 年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額から歳入歳出それぞれ 400 万円を減額し、予算の総額を 5,650 万円とするものです。

5 ページからの歳入ですが、保険料は収入額の見込みが確定し 365 万 2,000 円を減額します。

6 ページの証明手数料は皆減。

7 ページの繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金が増額したため 33 万 5,000 円を増額します。

8 ページの繰越金は、確定により 3,000 円を増額します。

9 ページの諸収入は皆減となります。

10 ページからの歳出ですが、1 款の総務費から 12 ページ、3 款 諸支出金まで、いずれも事業の実績に伴う更正減です。

13 ページの予備費で収支を調整しました。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
初めに承認第3号の採決を行います。  
本件は承認することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、承認第3号は承認することに決定しました。  
次に承認第4号の採決を行います。  
本件は承認することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、承認第4号は承認することに決定しました。  
次に承認第5号の採決を行います。  
本件は承認することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、承認第5号は承認することに決定しました。  
次に承認第6号の採決を行います。  
本件は承認することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、承認第6号は承認することに決定しました。  
日程第9 議案第1号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について  
を議題とします。  
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第1号について提案説明をいたします。  
例規集につきましては1巻の781ページからになります。  
提案理由につきましては、国家公務員の給与改定に準じて一般職の職員の給与改定  
を行うため本案を提案するものであります。  
人事院は、昨年8月10日、国家公務員の給与について政府勧告を行いました。

対応は、一昨年8月から昨年7月までの民間の給与実績と公務の年間の支給実績を  
比較し、民間給与との比較が極めて小さく俸給表及び諸手当の改定が困難であること  
から、月例給の改定は行わず、民間との支給割合の均衡を図るため期末手当を0.15月  
引き下げるものです。

本年4月6日、人事院勧告に沿った一般職の給与に関する法律等の一部を改正する  
法律が成立しています。

村でも国家公務員の給与に準じて一般職の給与改定を行うものです。  
裏面を御覧いただきたいと思います。

改定の内容であります、条例第24条第1項及び第2項の一般職員及び特定幹部職  
員の期末手当基礎額をそれぞれ100分の7.5引き下げます。年間では0.15月の引下げ  
になります。

施行期日につきましては公布の日からになります。

また、特例措置としまして、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改定後の規定  
にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額から令和3年12月に支給  
された期末手当の当月1日におけます再任用職員以外の職員につきましては1270.5分  
の15、再任用職員については72.5分の10を乗じた額を減じた額とすることといたし  
ます。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議 長 説明を終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。  
日程第10 議案第2号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について  
を議題とします。  
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第2号について提案説明をいたします。

例規集は第1巻721ページからになります。

人事院勧告に準じて村の一般職の職員の給与改定を提案させていただきましたので、村長、副村長、教育長の期末手当も同様に改正を行うため本案を提案するものであります。

裏面を御覧いただきたいと思います。

改正内容ですが、第2条第2項の期末手当支給月数を100分の5引き下げます。年間では0.1月の引下げになります。

施行期日は公布の日からになります。

特例措置として令和4年6月に支給する期末手当の額は令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じた額を減じた額となります。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。  
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第3号について提案説明いたします。

例規集は第1巻703ページからになります。

提案理由は、今回、特別職の職員で非常勤の者の給与改定を提案させていただいておりますが、これまでの経過を含めまして議員の皆様の期末手当につきましても同様に改定させていただきたく本案を提案するものであります。

裏面を御覧いただきたいと思います。

第5条中、第2項において期末手当基礎額に準じる額を100分の5に引き下げます。年間では0.1月の引下げになります。

施行期日は公布の日からになります。

特例措置として、令和4年6月に支給する期末手当の額は令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じた額を減じた額となります。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号 中川村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。  
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第4号について提案説明いたします。

例規集は第1巻1187ページからになります。

提案理由は、一般職の職員に準じて会計年度任用職員の期末手当の改定を行うため本案を提案するものであります。

裏面を御覧いただきたいと思います。

改定の内容は、第7条第1項第2号において報酬の額に準じる額を100分の7.5引き下げます。年間では0.15月の引下げになります。

施行期日は公布の日からになります。

なお、会計年度任用職員については、一般職の職員の令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置は適用せず、令和3年12月に支給された期末手当の減額調整は行いません。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

○議長 「なし」と呼ぶ者あり  
質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論はありませんか。

○議長 「なし」と呼ぶ者あり  
討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。  
これで本臨時会に付議された事件の審議は全て終了しました。  
ここで村長の挨拶をお願いいたします。

○村長 第2回臨時会の閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。  
ただいまは、提案をいたしました専決処分した第1号から6号までの6承認案件、及び一般職及び常勤特別職の手当の改正並びに議員報酬の改正等の4議案全てにつきまして原案どおり承認、可決をいただきました。改めてお礼を申し上げます。  
5月21日には、飯島果実選果場跡地にもみを貯蔵するカントリーエレベーターの起工式がありました。  
米の取扱量が県下最大のJA上伊那は、老朽化した施設を集約し、最新鋭の貯蔵施設とすることで品質のよい上伊那米を全面に打ち出し、旧伊南農協管内のカントリーエレベーターを取壊し、新飯島カントリーエレベーター——規模は生もみで4,500tの貯蔵能力があるものでありますが——これを建設するというものであります。  
秋の収穫には品質も価格も申し分のない上伊那米が出荷されることを大いに期待したいと思っております。  
村内では小梅の収穫が始まりました。開花後の急激な冷え込み、霜の害もなく、豊作のようであります。こちらも価格が暴落することなく安定価格で取引がされることを期待したいというふうに思います。  
恐縮ではありますが、臨時会に引き続き半月後には6月定例会を招集させていただき、新型コロナ対策の事業、高騰する燃油対策などに係る補正予算を審議いただく予定でございます。  
感染防止の原則を守りながら、飲食業界をはじめとする商業全般にも消費者の立場から応援をしていただくことを改めてお願いし、閉会の御挨拶とします。  
本日は誠にありがとうございました。

○議長 これでも本日の会議を閉じます。  
以上をもって令和4年第2回中川村議会臨時会を経会といたします。  
お疲れさまでございました。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)  
〔午後2時30分 閉会〕

議長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_